

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例
逐 条 解 説

（前文）

犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせるまちは、県民すべての願いであるとともに、人々が社会経済活動をするうえで欠かすことのできない基盤の一つである。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識や公共空間における安全性を弱めるなど、地域社会における犯罪抑止の機能を低下させつつある。

こうした状況は、本県においても例外ではなく、県民の社会経済活動や次代を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない事態となっている。

ここに、私たちすべての県民は、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備することにより、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちの実現を図ることを決意し、この条例を制定する。

【要 旨】

犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせるまちを確保・維持していくため、すべての県民が自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備することにより、地域社会全体が協力して犯罪のない安全で安心なまちの実現を図ることを決意する前文を規定したものです。

【解 説】

「犯罪」とは、

犯罪には、「刑法」に基づくものと特別法（「道路交通法」、「覚せい剤取締法」等）に基づくものがありますが、ここでは、刑法に基づく犯罪を対象としています。

刑法は、刑罰を規定した基本法であり、住民の身近なところで発生する犯罪の多くを対象としており、凶悪犯（殺人、強盗等）、粗暴犯（暴行、傷害等）、窃盗犯（侵入盗、乗物盗等）、知能犯（詐欺、横領等）、風俗犯（賭博、わいせつ等）などがこれに当たります。

なお、「覚せい剤取締法」の対象である覚せい剤常習者が、殺人や窃盗を犯し、刑法にも抵触する場合には対象となります。

第1条（目的）

この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定め、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちを実現することを目的とする。

【要 旨】

三重県内における平成15年の刑法犯発生（認知）件数は42,587件で、10年前の平成5年と比較すると約2.4倍に増加しています。

安全で安心して生活できる社会環境を確保・維持していくためには、県民が自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、警察をはじめ、県民、事業者、行政等が一体となって協働により積極的に取り組む必要があります。

こうしたことから、県、県民及び事業者の責務等、基本となる事項などを定め、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すという本条例の目的を規定したものです。

【解 説】

「県、県民及び事業者の責務」とは、

ここで責務を求める対象は、県、県民及び事業者とし、市町の責務は設けないこととしています。これは、地方分権一括法の施行（平成12年4月）により、国と地方公共団体、県と市町との関係が、対等・協力の関係とされたことから、本条例においては、市町に対して責務や義務を課す規定は設けないこととしました。

なお、市町が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関しては、第7条「市町が実施する施策に対する支援」で、県は必要な技術的助言及び協力を行うという規定を設けました。

県民の責務については、「空き巣」、「ひったくり」など、日常生活の中で自ら注意を喚起することにより防止できる犯罪が多いと判断されること、併せて、住民と一体となった取組を推進するため、県の施策に協力するよう努める旨の規定を定めました。

事業者の責務については、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関して、事業者が担う役割及びその影響の大きさに鑑み、事業者の責務を規定しました。

具体的には、犯罪の防止に配慮した住宅の建築や駐車場の設置、深夜物品販売を行う店舗における犯罪の防止、自動車盗及び自転車盗並びにひったくりを防ぐための販売業者の配慮などを規定し、併せて、住民と一体となった取組を推進するため、県の施策に協力するよう努める旨の規定を定めました。

第2条（県の責務）

県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するに当たっては、県民、事業者及び市町と協力するとともに、必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずるものとする。

県は、第1項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

【要旨】

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するためには、

- ・ 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施すること
- ・ その推進に当たっては、県民、事業者及び市町と協力するとともに必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置をすること

などの県の役割を明確にするため、県の責務を規定したものです。

【解説】

「県」とは、

「地方自治法」第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体としての県を指しており、「県」には、知事部局、公安委員会、教育委員会等が含まれます。

「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策」とは、県の取組並びに県民、事業者及び市町の取組への支援を総括的に想定しています。

【具体例】

県民との協働による推進体制の整備

気運の醸成

犯罪のない地域環境づくり

県民、事業者等の防犯対策の推進

「実施する責務」とは、

上記に関する企画・立案、検討及び実行のすべてに関する責務を想定しています。

「必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずる」とは、

県民、事業者及び市町が実施する取組への情報提供、アドバイス、先駆的な活動事例の紹介、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する講演会等への講師派遣などを想定しています。

第3条（県民の責務）

県民は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

県民は、前条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

【要 旨】

県民一人ひとりが犯罪を巡る状況を認識し、自ら安全に対する意識を高め、犯罪のない安全で安心なまちづくりに自主的に取り組むとともに、県民がこうした取組を通じて県の施策へ協力するように、県民の責務を規定したものです。

【解 説】

「日常生活における自らの安全の確保に積極的に努める」とは、県民自らが、日常生活において安全の確保を積極的に行うことを想定しています。

【具体例】

空き巣、忍び込み等の犯罪の防止に関し、ピッキング等に強い門扉や錠前等の設置

自転車乗車時のひったくりに遭わないひったくり防止器具（ひったくり防止カバー、ひったくり防止ネット等）の装備

第4条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に関し、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

事業者は、第2条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

【要 旨】

事業を行う者が、その事業活動に関し、例えば盗難防止装置付きの自動車等の普及や、事業所内における来客や従業員などの安全確保を図るなど、必要な措置を講ずるとともに、県の施策へ協力するように、事業者の責務を規定したものです。

【解 説】

「事業者」とは、

法人・個人を問わず、事業活動を行う者すべてを指しています。

「犯罪のない安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努める」とは、事業者が、地域の犯罪を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、事業活動に伴う必要な措置を行うことを想定しています。

【具体例】

事務所荒らし等への対応として、小売店・事業所等の犯罪の防止に配慮した門扉・錠前等の設置

ハード面・ソフト面の両面から事業所において犯罪の防止に配慮するとともに、従業員や来客等の安全の確保

第5条（推進体制の整備）

県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、県、県民、事業者及び市町並びに関係団体が意見を交換し、及び相互に連携協力することができる体制を整備するものとする。

【要 旨】

犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的に推進するためには、県、県民、事業者、市町が連携を図り、かつ一体となった取組が重要であり、関係団体等の代表者等で構成される県域を単位とした推進体制などの整備が必要であることから、推進体制の整備を規定したものです。

【解 説】

「関係団体」とは、

第8条「自主的な活動に対する支援」の中の自主的な活動を行う自治会、その他地域における各種団体等の県単位の組織とか実質活動をしている団体を想定しています。

「意見を交換し、及び相互に連携協力することができる体制」とは、

県、県民、事業者、市町、関係団体等で構成し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本的な方針等を協議し、普及・啓発などの事業を実施する組織を想定しています。

第6条（広報啓発）

県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

【要 旨】

犯罪のない安全で安心なまちづくりのためには、県民及び事業者が犯罪のない安全で安心なまちづくりに対する意識の高揚を図ることが重要であり、県は、必要な広報・啓発活動を実施し、警察は、犯罪の発生状況、犯罪防止対策等に関する情報提供等を実施することとし、市町と連携して、地域における自主防犯活動の気運醸成を図るために、広報啓発を規定したものです。

【解 説】

「広報活動」とは、

広報紙やラジオスポットなどを活用し、犯罪防止に関する啓発、犯罪の多発地域や犯罪発生件数に関する情報を提供するなどして県民の意識の高揚を図ることを想定しています。

「啓発活動」とは、

県民局（創造圏）単位の地域において、ボランティア団体や防犯協会、事業者団体等との関係機関と連携した街頭啓発キャンペーンの実施等を想定しています。

第7条（市町が実施する施策に対する支援）

県は、市町が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずるものとする。

【要 旨】

犯罪のない安全で安心なまちづくりには、住民に最も身近な市町の果たす役割が重要であることから、県は、市町が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策について、情報の提供、技術的助言その他の措置を行うなど、市町が実施する施策に対する支援を規定したものです。

【解 説】

「必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずる」とは、

市町が犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるにあたっての、犯罪発生件数等の情報提供、防犯基準などの技術的な助言、市町単位の推進体制の整備、防犯活動に関する取組への助言、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する講演会の講師紹介などの協力を想定しています。

第8条（自主的な活動に対する支援）

県は、県民、事業者その他これらの者が組織する団体が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に対し、その活動を促進するため、必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずるものとする。

【要 旨】

地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関するさまざまな活動を促進するため、自治会、その他の地域における住民団体、事業者の自主的な活動に対し、県は当該組織・団体に対し、情報の提供、技術的助言その他の措置を行う必要があることから、自主的な活動に対する支援を規定したものです。

【解 説】

「県民、事業者その他これらの者が組織する団体が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動」とは、

実質的に犯罪のない安全で安心なまちづくりを実施している団体を想定しています。

「必要な情報の提供」とは、

犯罪被害に遭わないための心がまえや犯罪に巻き込まれそうになった場合の対処方法など安全確保のための情報提供（安全ハンドブックの配布）や防犯パトロールに役立つ地域の多発犯罪発生場所に関する情報の提供を想定しています。

「技術的助言その他の措置を講ずる」とは、

他県の先駆的事例の紹介や地域の防犯活動に対するアドバイス、それらの活動団体が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する講演会等に、講師を派遣することなどを想定しています。

第9条（学校等における児童等の安全の確保）

知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校の高等課程、主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行う各種学校並びに児童福祉施設（次項及び次条第2項において「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（次条において「児童等」という。）の安全を確保するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

【要 旨】

平成13年6月に発生した大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件を契機として学校等における子どもの安全確保、防犯対策のあり方が改めて問われることとなり、学校等の設置者・管理者は児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保する必要があります。

池田小学校での児童殺傷事件のように、子どもは身体的・精神的に未成熟であり、特別に保護・援助する必要があることから、児童等が在籍する学校並びに専修学校、各種学校及び児童福祉施設（対象は、18歳未満の者が在籍するところ）について、県は、児童等の安全を確保するための具体的方策等を策定する必要があります。

また、学校等の設置者・管理者にあつては、児童等の安全の確保に努める必要があることから、学校等における児童等の安全の確保を規定したものです。

【解 説】

「小学校、中学校、……児童福祉施設」とは、
条例本文を見れば、一目で対象施設が明らかになるように列挙しました。

「安全を確保するために必要な措置に関する指針」とは、
学校等における具体的な防犯基準などを想定しています。

【具体例】

家庭、地域、関係機関と連携した安全対策の推進
建物、敷地等の防犯対策

「学校等を設置し、又は管理する者」とは、
公立・私立を問わず、教育活動等を行う学校すべてを指しています。

【具体例】

公立学校にあつては、設置者は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長
私立学校にあつては、設置者及び管理者は学校法人等
児童福祉施設にあつては、設置者は地方公共団体、社会福祉法人等、管理者は地方公共団体の長、社会福祉法人等の代表

「前項の指針に定める措置を講ずるよう努める」とは、
学校等の設置者・管理者は、学校等における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針に基づく有効な対策を実施することを想定しています。

第10条（通学路等における児童等の安全の確保）

知事は、教育委員会及び公安委員会と協議して、通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（次項において「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して前項の指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

【要 旨】

通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）について、県は、児童等の安全の確保するための具体的方策等を策定するとともに、当該通学路等及び日常的に利用している公園等における児童等の安全の確保に努める必要があることから、通学路等における児童等の安全の確保を規定したものです。

【解 説】

「児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針」とは、通学路等における具体的な防犯基準などを想定しています。

【具体例】

通学路等における環境の整備

地域住民との連携

「前項の指針に定める措置を講ずるよう努める」とは、通学路等における児童等の安全を確保するために講ずべき措置を想定しています。

【具体例】

死角を解消するためのミラー等の整備

通学路等周辺の子ども110番の家や、緊急時に児童等を保護する拠点の設置

地域住民、事業者、保護者及び学校等の管理者と警察及び関係自治体との連携による、通学路等における児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他の児童等の安全の確保のための活動を行うための協力体制の確立

第11条（犯罪の防止に配慮した道路等の普及）

県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下この条において「道路等」という。）の普及に努めなければならない。

知事は、公安委員会と協議して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等を前項の指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【要 旨】

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の施設については、犯罪の発生件数が多く、著しく増加傾向にあります。（平成15年の刑法犯発生（認知）件数に占める道路、公園、駐車場及び駐輪場での割合は、41.5%）

また、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場は、不特定かつ多数の者が利用するオープンスペースであり、誰もが被害者になり得る可能性が高いことから、県において、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定める必要があります。

さらに、これを基に設置者、管理者において、これらの施設が犯罪の防止に留意した構造、設備等を有するよう必要な措置を講ずることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進が図られることから、犯罪の防止に配慮した道路等の普及を規定したものです。

【解 説】

犯罪の防止に配慮した道路等の「等」は、駐車場を指しています。

「普及」とは、

道路、公園、駐車場について、犯罪のない安全で安心なまち（環境）づくりの観点から、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針に基づく有効な対策の普及を想定しています。

「犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」とは、

道路、公園、駐車場における具体的な防犯基準などを想定しています。

【具体例】

- | | |
|-----|--|
| 道 路 | ・ ガードレール、歩道さく、植栽等による歩道と車道との分離
・ 見通しを確保するための措置
・ 防犯灯等による人の行動を視認できる程度以上の照度の確保 |
| 公 園 | ・ 死角をつくらぬような植栽の配置及び見通しの確保
・ 公園灯等による園路での人の行動を視認できる程度以上の照度の確保
・ 公園内に便所を設置する場合、各個室への防犯ベルの設置 |
| 駐車場 | ・ さく等による駐車場の外周と周囲との区分
・ 管理者等の常駐若しくは巡回、防犯カメラ、ミラー等の設置又は見通し通しの確保
・ 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保 |

第12条（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努めなければならない。

知事は、公安委員会と協議して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

住宅を建築し、又は改修しようとする者、住宅の設計者及び住宅の工事の施工者は、当該住宅を前項の指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【要 旨】

住宅を対象とした空き巣、忍び込み等の侵入盗が増加傾向にあります。

特に、共同住宅については、不特定多数の者が出入り可能な共用部分があり、その対策について、居住者個人において必要な措置を講じることができない状況にあります。

そのため、県において住宅に対する犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定める必要があります。

それを基に所有者、建築業者、設計業者等が住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するよう必要な措置を講ずることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに対する環境づくりが図られることから、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を規定したものです。

【解 説】

「普及」とは、

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針に基づく有効な対策を講じた住宅の普及を想定しています。

また、県が普及を進めることにより、住宅を建築し、又は改修しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者が前記指針に基づき、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有した住宅を建設し、又は改修することにより指針に沿った住宅が普及することを想定しています。

普及の中には、県が当該建築、改修等をしようとする者に対する情報の提供、技術的な助言（ピッキングによる「空き巣」、「忍び込み」の発生状況、新たな侵入手口などの情報提供、これらを防止するための講習会の開催などを想定。）が含まれます。

「犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」とは、住宅における具体的な防犯基準などを想定しています。

【具体例】

共用部分

- ・共用出入口 周囲からの見通しが確保された配置又は防犯カメラの設置等による見通しの補完
- ・管理人室 共用出入口、共用メールコーナー及びエレベーターホールを見渡せる配置又はこれらに近接した配置
- ・エレベーター かが内への防犯カメラの設置

専用部分

- ・住戸の玄関 破壊が困難な玄関扉の設置及びこじ開け防止に有効な措置
- ・住戸の窓 バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものへの錠付クレセント及び補助錠の設置等、外部からの侵入防止に有効な措置

第13条（犯罪の防止に配慮した自動車等の普及）

自動車、原動機付自転車及び自転車(以下この条において「自動車等」という。)の販売を業として行う者は、その販売に際し、自動車等に対する犯罪を防止するための機器を装備することを勧めるなど、自動車等に対する犯罪の防止に配慮した自動車等及び機器の普及に努めるものとする。

【要 旨】

自動車、原動機付自転車及び自転車を対象とした犯罪の発生件数が多く（平成15年の刑法犯発生（認知）件数に占める割合は約17.2%）、また、ひったくりが増加傾向にあります。

このため、これらの販売を業として行う者は、その販売に際し、例えば、盗難防止装置付きの自動車の販売及び同装置の装備を勧めることを想定しています。

また、自転車の前カゴ等に取り付けるひったくり防止ネットの購入を勧めることが重要なことから、犯罪の防止に配慮した自動車等の普及を規定したものです。

【解 説】

「自動車等に対する犯罪を防止するための機器」とは、下記の防犯機器などを想定しています。

【具体例】

イモビライザー（自動車盗難防止装置の一つ）

エンジンキーにICチップを埋め込み、鍵の凹凸だけでなく、固有の電気信号を加えることによりエンジン始動するしくみの装置

自転車のかごに装着するひったくり防止ネット及びひったくり防止カバー

「普及に努める」とは、

自動車等販売業者が自動車等の販売に際し、例えば、盗難防止装置付きの自動車の販売（同装置の販売を勧める。）又は、自転車の前カゴ等に取り付けるひったくり防止ネットの購入を勧めるなどして、自動車等に対する犯罪の防止のための装置が普及されることを想定しています。

第14条（空地又は空家における犯罪防止の措置）

空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくの設定、草刈り、出入口の施錠など犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【要 旨】

空地又は空家においては、性犯罪、窃盗の犯罪被害に遭うことが多く、また、空地の雑草による失火、空家への不法侵入等、近隣居住者においては不安感を感じる恐れがあります。そのため、空地又は空家を所有し、又は管理する者は、犯罪防止に関する必要な措置を講ずる必要があることから、空地又は空家における犯罪防止の措置を規定したものです。

【解 説】

「空地」とは、

家の建ってない土地（空家のある敷地も含む。）など、格別、何にも使っていない土地を指しています。

「空家」とは、

人が住んでいない、または使用していない家を指しています。

「犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努める」とは、

空地については、柵の設定、草刈りによる見とおしの確保、資材等不要物品を放置しない配慮を想定しています。

空家については、出入口の施錠のほか、敷地内の見とおしの確保、不要物の廃棄、柵や、補強資材による侵入防止措置、近隣との協力を想定しています。

第15条（深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止の措置）

公安委員会は、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における、物品の販売（次項において「深夜物品販売」という。）を行う店舗における犯罪を防止するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

深夜物品販売を業として行う者は、前項の指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

【要 旨】

午後10時から翌日の午前5時までの深夜の時間帯に営業をしているコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等は、住民にとって、常に買い物等が可能であるという便利さがある反面、深夜の営業時間帯において店員が手薄であり、強盗等の被害を受ける可能性が高く、多発傾向にあります。

そのため、公安委員会において犯罪を防止するために必要な措置に関する指針を定める必要があります。

深夜物品販売を業として行う者は、前記指針に沿った防犯設備等の対策を講ずる必要があることから深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止の措置を規定したものである。

【解 説】

「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）」とは、

「労働基準法」第61条第1項に規定されている深夜業の時間を指しています。

「犯罪を防止するために必要な措置に関する指針」とは、

深夜物品販売を業として行うものに対する店舗の構造、防犯設備等の措置を想定しています。

【具体例】

店舗内外から見通しのよい場所へのカウンターの設置

出入口への来客感应装置の設置

「深夜物品販売を業として行う者」とは、

午後10時から翌日の午前5時までに営業をしている次の事業者を指します。

コンビニエンスストア

スーパーマーケット

書店、ビデオ等販売店

ガソリンスタンド

「前項に定める措置を講ずるよう努める」とは、

深夜物品販売を業として行う者は、前記に定める指針に基づく有効な対策を実施することを想定しており、事業者、所有者又は管理者に対し、自発的な対策を促しています。

第16条（指針の策定手続等）

知事、教育委員会又は公安委員会は、第9条第1項、第10条第1項、第11条第2項、第12条第2項及び前条第1項の指針（次項において「指針」と総称する。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町長の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

知事、教育委員会又は公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【要 旨】

第9条「学校等における児童等の安全の確保」、第10条「通学路等における児童等の安全の確保」、第11条「犯罪の防止に配慮した道路等の普及」、第12条「犯罪の防止に配慮した住宅の普及」、第15条「深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止の措置」について、指針の策定及び変更する際の手続きを明確にするため、指針の策定手続等を規定したものです。

【解 説】

「市町長の意見を聴く」とは、

指針の策定又は変更段階で、市町長に対して意見照会をすることを想定しています。

「県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とは、

指針の策定又は変更段階で、県のホームページにより広く県民からパブリックコメントを求めることを想定しています。

「これを公表する」とは、

県のホームページその他各種広報媒体を利用して、県民に対し幅広く公表することを想定しています。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日三重県条例第67号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。